

寒川町告示第 133 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり町道路線を認定し、同法第 18 条第 1 項の規定により町道路線の区域を決定し、及び同条第 2 項の規定により令和 5 年 12 月 15 日より供用を開始する。

その関係図面は、寒川町都市建設部道路課において、令和 5 年 12 月 15 日から令和 5 年 12 月 28 日まで縦覧に供する。

路 番 号	路 線 名	起 終	点 点	幅員 (m)	延長 (m)
02123	一之宮 123 号線	一之宮九丁目	908 番 15 地先	4.50	62.40
		一之宮九丁目	908 番 6 地先	5.00	
09141	宮 山 141 号線	宮 山	3229 番 8 地先	4.00	44.80
		宮 山	3229 番 12 地先	4.50	

令和 5 年 12 月 15 日

寒川町長 木 村 俊 雄